原動機付自転車の改造登録について

**原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合は、改造の登録申請をする必要があります。**

※ 標識（ナンバープレート）がついている場合、廃車（標識を返納）してから、改造登録をしてください。

※ 譲渡等により、現在ご自分の名義で無い車両を改造登録する場合、以下の書類の他に、譲渡証明書などの書類も必要になります。

改造登録に必要な書類

**1. 専門業者に依頼した場合**

• 軽自動車税申告書兼標識交付申請書

• 業者の作成した改造証明書

（記載内容は、大崎市の「原動機付自転車改造証明書」と同程度の内容を記入してください。）

**2. ご自身または知人等が改造した場合**

• 軽自動車税申告書兼標識交付申請書

• 原動機付自転車改造証明書

【重要】改造の方法により、以下の書類も必要になります。

（ア）別のエンジンに載せ替えた場合

• エンジンの購入領収書（譲り受けた場合には、譲渡証明書）

• エンジン番号の石擦り

（イ）改造（ボアアップ）キットを取り付けた場合

• 改造キットの取扱説明書

• 改造キットの購入領収書

（ウ）エンジン内部をボーリングした場合

• 新たなピストンの購入領収書

• 排気量の計算式

（エ）その他の改造

• 事前に大崎市役所税務課までお問合せください。

※ 改造のための部品等をインターネットで購入したため領収書がない場合、代金の支払いを確認したWEB上の画面をプリントアウトしたものでも可とします。ただし、購入した相手方の氏名及び購入した部品の商品名・規格等が記載されている場合に限ります。

3. 注意点

・原動機付自転車は、オートバイメーカーが安全性・耐久性などのあらゆる面から試験等を繰り返し、車両を生産しています。本来よりも大きなパワーが出る等の改造を行うと、制動力・安全性の面で車体の性能が不足することが考えられます。

・改造を行っても、「１人乗り」が「２人乗り」等にはなりませんので、走行にあたっては改造前と変わらないということをご理解の上、改造を行ってください。

・市は、「原動機付自転車改造申告書」に基づき、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回改造した車両の走行性、安全性を保障するものではありませんのでご注意ください。

・車両種別が変更になる改造を行った場合、免許区分や保安基準等も該当車両種別のものに変更になります。必要免許の取得や整備をしていない場合、違反となりますのでご注意ください。

問合せ先：大崎市総務部税務課市民税担当

0229-23-2148

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**原動機付自転車改造証明書**

大崎市長あて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 標識番号 |  | 車台番号 |  |
| 車名・形式 |  | 型式認定番号 |  |

上記の原動機付自転車について，下記のとおり改造したことを証明します。

納税義務者　　　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

１．排気量の変更を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 原動機の番号 |  |  |
| 内径×行程 |  |  |
| 総排気量 |  |  |
| 変更事由  及び  作業内容 |  | |
| 使用した部品の  商品名と型番 |  | |

２．その他，車両種別の変更となる改造を行った。（具体的な作業内容を記入）

整備士免許をお持ちの方が改造作業を行った場合には，以下の部分も記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | |  | |
| 氏名 | |  | |
| 代表者 | | ㊞ | |
| 電話番号 | |  | |
| 整備士 | 氏名 | |  |
| 整備士番号 | | 第　　　　　　　　　　号 |